

中国税務速報

2018年5月21日

1. 国家税務総局による企業所得税資産損失資料の調査に備えた保管に関する公告

税務システム“放管服”改革の深化、企業納税申告資料届出の簡略化、企業税務事項処理負担の軽減のため、企業所得税資産損失資料留存備査の関連事項について以下の通知を行います。

- 1) 企業は税務機関に資産損失の控除を申告する時、企業所得税年度納税申告書の「資産損失税前控除及び納税調整明細書」のみが必要です。資産損失の関連資料の送付は不要です。関連資料は企業にて保管し、将来の調査に備えます。
- 2) 企業は資産損失関連資料を完全に保存し、資料の真実性と合法性を保証しなければなりません。
- 3) 本公告規定は2017年度及び以後年度の企業所得税確定申告に適用します。「国家税務総局による『企業資産損失所得税税引前控除管理方法』の公布に関する公告」（国家税務総局公告2011年第25号）の第四条、第七条、第八条、第十三条に関連資産損失証拠資料、会計計算資料、納税資料等の関連資料申告の内容は同時に廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3398321/content.html>

2. 「国家税務総局による輸出還付（免）税申告の関連問題に関する公告」の解説

税務システム“放管服”改革要求の実行、輸出還付（免）税サービスの最適化、輸出還付（免）税手続きの簡略化、輸出還付手続きの短期化、対外貿易輸出の支持のため、税務総局は「国家税務総局による輸出還付（免）税申告の関連問題に関する公告」を発行しました。本公告は2018年5月1日から実施します。主要な内容は以下の通りです。

- 1) 複数の輸出還付（免）税事項と書類を取り消しました。
- 2) 複数の輸出還付（免）税事項と書類を簡略化しました。
- 3) 輸出還付（免）税延期申告の要求を明確にしました。「輸出還付（免）税延期申告申告書」を使用します。
- 4) 輸出還付（免）税の申告の時、輸出貨物外貨受取証憑が必要な輸出企業の三つの状況を明確にしました。
- 5) 新たに輸出企業分類管理種類を評定する要求とプロセスを明確にしました。
- 6) 国内企業が宇宙での運輸サービスを提供する場合或いは軌道上でスペースクラフトと関連貨物を交付する場合、輸出還付（免）税を申告する時必要な資料が「航天発射業務輸出還付税申告明細書」であることを明確にしました。同時に、宇宙での運輸サービスを提供する国内企業が輸出還付（免）税の届出をする時に提供した国家国防科学技術工業局から発布された「民用航天発射項目許可証」が「国家税務総局による『増値税零税率課税サービス還付（免）税に適用する管理方法』の公布に関する公告」（国家税務総局公告2014年第11号）第九条第二項第1目で規定したその他の商業衛星発射サービスの資質を持つ証明の資料に所属していることを明確にしました。
- 7) 「廃止文書、条項目次」を規定しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3411388/content.html>

3. 国家税務総局による営業帳簿に対しての印紙税の減免に関する通知

企業負担の軽減、投資創業の奨励のため、営業帳簿の印紙税を減免する関連事項について以下の通知を行います。

2018年5月1日から、0.05%の税率で印紙を添付した資金帳簿について、印紙税を半減し、一件当たり五元の印紙を添付したその他の帳簿について印紙税を免除します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3436361/content.html>

4. 設備 器具の関連企業所得税を控除する政策に関する通知

企業が設備、器具の投資を増加することを導くため、関連企業所得税について以下の通知を行います。

1) 企業が2018年1月1日から2020年12月31日までに購入した設備、器具について、ユニットプライスが500万元を超えないものは、当該取得価額を一括して当期の損金として課税所得額計算の時に控除でき、年度別で減価償却を計算しません。ユニットプライスが500万元を超えるのは依然として企業所得税法实施条例、「財政部 国家税務総局による固定資産の加速減価償却企業所得税政策の完全化に関する通知」（財税〔2014〕75号）、「財政部 国家税務総局による固定資産の加速減価償却企業所得税政策の更なる完全化に関する通知」（財税〔2015〕106号）等の関連規定により執行します。

2) 本通知での設備と器具は建物と建築物以外の固定資産を指します。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180509_2890667.html

5. 企業職員教育経費税引前控除政策に関する通知

企業の職員教育投入の増加を奨励するため、企業職員教育経費税引前控除政策について以下の通知を行います。

1) 企業で発生した職員教育支出について、報酬総額の8%を超えない部分は、企業所得税課税所得額を計算する時に控除できます。報酬総額の8%を超えた部分は、以後の課税年度に繰越控除できます。

2) 本通知は2018年1月1日から執行します。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180509_2890670.html